特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	地方税及び保険料の納付管理に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
加茂市は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
新潟県加茂市長

公表日
令和8年2月20日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務
②事務の概要	・地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税（料）、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会
③システムの名称	収納消込システム 統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
納付情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、番号法）　第9条第1項、別表24、44、85、100、127

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報提供は実施しない ■情報照会は実施する。 ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、49、69、70、71、115、116、117、131、132、155の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新潟県加茂市総務課 〒959-1392　新潟県加茂市幸町2-3-5 電話：0256-52-0080

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新潟県加茂市税務課 〒959-1392　新潟県加茂市幸町2-3-5 電話：0256-52-0080

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[○]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[　] 内部監査	[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	収納消込システム及び統合宛名システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証やパスワードによる認証に限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月25日	事務の概要	・地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（料）、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ・情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。	・情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。	事後	改版に伴い情報提供廃止
平成31年4月25日	システムの名称	収納消込システム 総合窓口システム （※1） 統合宛名システム 中間サーバー ※1．総合窓口システムを利用していない場合は記載不要	収納消込システム 総合窓口システム （※1） 統合宛名システム ※1．総合窓口システムを利用していない場合は記載不要	事後	改版に伴い情報提供廃止
平成31年4月25日	情報提供ネットワークによる情報連携	実施する	実施しない	事後	改版に伴い情報提供廃止
平成31年4月25日	法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の1,27,28,29,42,46の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号） 第25条 ■情報照会は実施しない	■情報提供は実施しない ■情報照会は実施しない	事後	改版に伴い情報提供廃止

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月1日	1. ①事務の概要	・地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（料）、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻	・地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（料）、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会	事後	項目の見直し
令和4年2月1日	3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号） 第9条第1項、別表第一の第16,59,68,94項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号） 第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68,94項	事後	項目の見直し
令和4年2月1日	4. ②法令上の根拠	■情報提供は実施しない ■情報照会は実施しない	■情報照会は実施する 番号法　第19条第8号　別表第二別表第二（27の項、82の項、94の項、116の項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号） ■情報提供は実施しない	事後	項目の見直し
令和8年2月20日	評価実施機関名	新潟県加茂市	新潟県加茂市長	事後	精査による変更
令和8年2月20日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	・地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（料）、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会	・地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税（料）、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会	事後	精査による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	Ⅰ関連情報　3.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）　第9条第1項、別表第一の第16,59,68,94項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）　第16条、第24条、第46条、第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、番号法）　第9条第1項、別表24、44、85、100、127	事後	法改正による変更
令和8年2月20日	Ⅰ関連情報　4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	■情報照会は実施する。 　番号法　第19条第8号　別表第二（27の項、82の項、94の項、116の項） 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号） ■情報提供は実施しない	■情報提供は実施しない ■情報照会は実施する。 ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、49、69、70、71、115、116、117、131、132、155の項	事後	法改正による変更
令和8年2月20日	Ⅰ関連情報　5.評価実施機関における担当部署	①部署　市民課 ②所属長の役職名　市民課長	①部署　税務課 ②所属長の役職名　課長	事後	精査による変更
令和8年2月20日	Ⅰ関連情報　8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	新潟県加茂市幸町2丁目3番5号　　加茂市役所　企画財政課　0256-52-0080	新潟県加茂市税務課 〒959-1392　新潟県加茂市幸町2-3-5 電話：0256-52-0080	事後	精査による変更
令和8年2月20日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数	令和4年3月1日　時点	令和8年1月1日　時点	事前	
令和8年2月20日	Ⅱしきい値判断項目　2.取扱者数	令和4年3月1日　時点	令和8年1月1日　時点	事前	
令和8年2月20日	Ⅳリスク対策　2.特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	特に力を入れている	十分である	事後	様式改正による変更
令和8年2月20日	Ⅳリスク対策　3.特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	様式改正による変更
令和8年2月20日	Ⅳリスク対策　6.情報提供ネットワークシステムとの接続	特に力を入れている	十分である	事後	様式改正による変更
令和8年2月20日	Ⅳリスク対策　7.特定個人情報の保管・消去	特に力を入れている	十分である	事後	様式改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	Ⅳリスク対策　8.人手を介在させる作業	－	人手を介在させる作業はない	事後	様式改正による追加
令和8年2月20日	Ⅳリスク対策　10.従業者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	様式改正による変更
令和8年2月20日	Ⅳリスク対策　11.最も優先度が高いと考えられる対策	－	最も優先度が高いと考えられる対策　3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 当該対策は十分か【再掲】 十分である 判断の根拠　収納消込システム及び統合宛名システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証やパスワードによる認証に限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。	事後	様式改正による追加